特定教育・保育施設の利用定員について

- 1 利用定員の概要
- 子ども・子育て支援新制度においては、施設の申請に基づき、市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で施設等の確認を行います。
- 〇 現に認可を受けている施設については、上記申請を行わなくても確認があったものとみなされます。(みなし確認)
- ただし、みなし確認の提供がある場合でも、認定区分に応じた「利用定員」 を設定する必要があります。
- 市町村は利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。(子ども・子育て支援法第31条第1項、第2項)
- 利用定員を定めるには下記のルールがございます。
 - ① 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする(幼稚園は適用なし)。
 - ② 利用定員は、認定区分(1号~3号)ごと、3号認定(保育認定・満3歳 未満)は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③ 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする(実利用人員に応じた基準を満たすことが前提)。
- 2 熱海市の利用定員の定め方(案)
- ① 認可定員=利用定員とする。(前提条件)
- ② 認定区分(1号・2号・3号) ごとの利用定員は運営設備等各基準の範囲内で 定める。
- ③ 実際の利用状況と認可定員が異なる状態が続いている場合は認可定員を見直 した上で利用定員を設定する。(連続する過去2年度間常に定員を超過してお り、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)